

## 苅田町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、苅田町立図書館（以下「図書館」という）において、雑誌スポンサー制度を実施することにより、新たな財源を確保し、図書館における資料の充実及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 雑誌を広告媒体として雑誌スポンサーの事業に関する広告を行う制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 図書館が購入する雑誌の代金を負担し、雑誌スポンサーが提供する提供雑誌に自らの広告を掲載するものをいう。
- (3) 提供雑誌 雑誌スポンサーが提供する雑誌をいう。

### (制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナー（ブラウジングコーナー）に配架する。提供雑誌の最新号カバーの表面に雑誌スポンサー名を、裏面には雑誌スポンサーの広告チラシ（A4判以内）を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

### (雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体及び個人を対象とし、次に掲げるものは、雑誌スポンサーの対象としない。なお、契約期間中において、これに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 「苅田町広告掲載基準（平成27年12月1日施行）第2条各号」に該当するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が雑誌スポンサー広告掲載の対象とすることが適当でないと認めたもの

### (広告の対象)

第5条 雑誌スポンサーの広告内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「苅田町広告掲載基準第3条各号」に該当するものは、広告掲載の対象としない。

(雑誌スポンサー契約期間)

第6条 雑誌スポンサー契約期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間（年度途中からの場合は年度末まで）とする。ただし、更新を妨げない。

(広告の規格)

第7条 提供雑誌の最新号カバー表面及び裏面の広告は、図書館が指定した規格で表示しなければならない。

(配架位置)

第8条 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(募集)

第9条 雑誌スポンサーは、随時募集する。

(申込方法)

第10条 雑誌スポンサーに申込みをしようとするものは、図書館が作成した「雑誌リスト」から提供雑誌を選定し、苅田町立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付して教育委員会に申込まなければならない。

(1) 広告の原稿

(2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概況が分かる書類

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第11条 教育委員会は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に対して審査を行う。

2 教育委員会は、前項の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という）を置く。

3 審査会委員は、図書館長のほか教育委員会事務局職員をもって充てる。

(雑誌スポンサーの決定)

第12条 教育委員会は、前条第2項の審査会において審査された内容を審議し雑誌スポンサーを決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、苅田町立図書館雑誌スポンサー結果通知書（様式第2号）により通知する。

(雑誌代金の支払方法)

第 13 条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により、納入業者に直接支払うものとする。

(1)支払いは、前払いの一括払いとする。

(2)振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(雑誌スポンサーの責務)

第 14 条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。